

組織改革の方向性について（論点整理メモ）

年金運営新組織が国民の信頼を回復し、再出発するためには、業務改革、職員の意識改革及び組織改革を一体的に成し遂げていくことが不可欠であり、新組織実現会議においては、これまでに、

- ① 新組織発足までの間に、もう一段の業務改革を推進するための「業務改革プログラム」
- ② 職員の意識改革を徹底するための基盤となる「新人事評価制度」

について、とりまとめを行った。

今後、組織改革に関する意見の集約を行うこととなるが、年金運営新組織については、

- ① これまでの社会保険庁が事実上解体され設置されるものであり、前例にとらわれないものとする必要があること、
- ② 全国民の強制加入を前提として、国民に対して、超長期にわたり保険料納付と年金受給の約束を守らなければならないという、他に例のない公的年金制度の特性を踏まえる必要があることにかんがみ、

新しい特別な組織・構造等を備えた新組織を実現することとし、こうした基本的な考え方にに基づき、以下の点について検討する。

1 年金運営新組織の法律上の位置づけ・名称

○ 年金運営新組織の法律上の位置づけについては、以下の年金運営新組織の構造・機能等についての検討を踏まえた上で、

- ① 国家における公的年金制度の重要性や、極めて大きなまとまりのある実施事務という年金業務の性格を踏まえ、国家行政組織の基本的考え方に則り、外局とするか、
- ② 社会保険事業に対する国民の信頼を回復するためには、名実ともに新たな国家行政組織として再出発するという姿勢を重視し、特別の機関とするか、

について判断することが適当ではないか。

○ また、名称については、年金の運営を行う組織であることを端的に示すものとするのが望ましいのではないか。

2 年金運営新組織の構造・機能

(1) 意思決定機能

○ 組織の意思決定に関しては、責任の所在を明確にすることが重要であり、新組織の長が重要事項を決定するに際し、年金運営会議の「議を経なければならない」とする先行有識者会議の結論に即して、新組織としての最終的な意思決定権は長に属するものとしつつ、長は、年金運営会議の審議を最大限尊重しながら意思決定を行わなければならないものとするべきではないか。

○ したがって、年金運営会議の審議結果は、事実上、長の意思決定を強く拘束するものであり、年金運営会議については、審議会ではない新しいタイプの意思決定補助機関として、法律上位置づけるべきではないか。

○ 年金運営会議の構成員については、審議事項や新組織の業務内容に即した分野の専門家とすることが必要であり、また、長の最終的な意思決定を補助するという性格から少数とすることが望ましいことから、長のほか、年金制度、組織統治、サービス改善、料金徴収、システム等に精通した専門家4名程度による構成とすべきではないか。

なお、これらの構成員については常勤・非常勤を問わず、ふさわしい人材を確保することを重視しつつ、少なくとも1名は常勤とすべきではないか。

○ 一方、運営評議会については、年金受給者や年金保険料負担者等の意向を、新組織の事業運営に十分反映させるために設けるものであり、自由活発な意見聴取を十分に行うことができるよう、構成員や在り方を随時、見直しながら、その時々状況に最も適した効果的・弾力的な運営を図ることができるものにすべきではないか。また、地域ごとに運営評議会的な意見聴取の場を設けることが必要ではないか。

こうした観点から、制度上の位置づけを検討するとともに、年金受給者や年金保険料負担者等の意向を、新組織の

事業運営に十分反映させるとの精神については、法律上明記すべきではないか。

(2) 監査機能

○ 特別監査官や特別監査官補佐については、十分な内部牽制体制を確立するためのものであり、新組織が国民の信頼を回復する上で重要な要素であることから、専門性の高い外部専門家を配置することについて、新組織の長の法律上の義務として位置づけるべきではないか。

○ 特別監査官については、新組織の長直属とすることを法令上位置づけるとともに、会計監査担当及び業務監査担当（個人情報管理監査担当を兼ねる）の2名とし、会計監査担当については公認会計士、業務監査担当については企業経営、企業の内部監査、経営コンサルティング等に精通した専門家とすべきではないか。

また、特別監査官を補佐する特別監査官補佐については、それぞれの担当ごとに2名配置することとしてはどうか。

なお、特別監査官については常勤・非常勤を問わず、ふさわしい人材を確保することを重視することとし、特別監査官補佐については常勤としてはどうか。

○ 現在、監査担当組織については、会計監査と業務監査により分離されているが、特別監査官等の指揮の下に、会計監査と業務監査が有機的に連携しつつ、円滑に監査実務を遂行することができるよう、監査担当組織の一元化を図ることとしてはどうか。

(3) 新組織と企画立案部局との関係

○ 業務運営上の観点から制度の改正が必要と認めた場合における「新組織の長の厚生労働大臣への提案」及び業務運営に影響を与える制度改革事項に係る「新組織の長の意見の聴取・尊重」については、具体的な実行上のルールを確立することにより、新組織と年金制度の企画立案部局との十分な連携を確保すべきではないか。

3 その他

- 以上の基本的な考え方について、新組織実現会議において議論を行った上で、さらに法律案に盛り込むべき事項について検討を進めることとする。

- その際、国民の信頼に足る新たな組織として再出発することを明確にする観点から、厚生労働省設置法の一部改正ではなく、公的年金の業務運営の基本等を定めた新たな単独立法とする方向で検討すべきではないか。